

議第63号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2京都市円山駐車場の項中「260円」を「300円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに300円を加えた額が1,500円を超えるときは、1,500円」に改め、同表京都市山科駅前駐車場の項中「150円」を「170円」に、「1,250円」を「1,360円」に改め、同表備考3中「1日1回につき1,250円」を「30分までごとに300円」に改め、同備考3を同備考5とし、同備考2の次に次のように加える。

3 平日（土曜日を除く。）の駐車時間が12時間を超えるときの京都市円山駐車場に係る駐車料金は、超える時間30分までごとに300円を1,500円に加えた額（当該額が3,000円を超えるときは、駐車時間が24時間を超えるまでの間、3,000円）とし、その後も同様とする。

4 平日（土曜日を除く。）から土曜日又は平日でない日（以下「土曜日等」という。）まで引き続き京都市円山駐車場に駐車させる場合にあっては、駐車時間が1時間を単位として土曜日等の午前0時以後最初に12の倍数を経過するまでの間は、平日（土曜日を除く。）の駐車料金に係る規定を適用する。

別表第3自動車を退場させる際に利用料金を支払う場合の項中「30分までごとに 260」を「30分までごとに 300」に改める。

別表第4京都市山科駅前駐車場の項中

午後 5 時から翌日の午前 10 時まで	9,420	を に改める。
午後 5 時から翌日の午前 10 時まで	9,420	
午前 5 時から翌日の午前 1 時まで	23,560	
午前 0 時から午後 12 時まで	37,710	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による路外駐車場（駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の駐車料金及び利用に係る料金の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の路外駐車場の駐車料金及び利用に係る料金については、改正後の条例別表第 2 及び別表第 3 の規定を適用する。

提案理由

駐車料金及び利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。